

住居手当支給細則

平成16年 4 月 1 日

細則第 17 号

改正 平成21年 3 月 23日細則第 7 号

平成21年11月30日細則第24号

平成25年 3 月 13日細則第 5 号

平成27年 3 月 24日細則第 9 号

令和 7 年 3 月 27日規程第 9 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第15条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(適用除外職員)

第2条 給与規程第15条第1項第1号の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次に掲げる法人から貸与された職員宿舍に居住している職員

イ 独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局

ロ 地方公共団体

ハ 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫

ニ 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

ホ 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（ハ又はニに掲げる法人を除く。）

ヘ その他学長が定める法人

(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与規程第12条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに学長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅)

第3条 <削除>

(職員以外の住宅の新築者等)

第4条 <削除>

(世帯主)

第5条 <削除>

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第6条 給与規程第15条第1項第2号の別に定める住宅は、第2条第1号に規定する職

員宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第7条 給与規程第15条第1項第2号の別に定めるものは、単身赴任手当支給細則(平成16年細則第19号)第5条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務部署の移転(職員就業規則第17条第1項第4号、国立大学法人鳴門教育大学職員休職規程(平成16年規程第13号)第4条第1号及び第2号の規定による休職から復職した職員にあっては当該復職)の直前の住居であった住宅(国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして学長が定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第8条 新たに給与規程第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、学長が定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、居住の実情を認定することができる場合として学長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第9条 学長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 学長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を学長が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第10条 第8条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(3) 居住に関する支払額に共益費が含まれている場合 やむを得なく分離不可能の際には全額

(支給の始期及び終期)

第11条 住居手当の支給は、職員が新たに給与規程第15条第1項の職員たる要件を具

備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（学長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で学長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第8条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第12条 学長は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与規程第15条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 学長は、職員が正当な理由なく、学長の定める日以降3月を経過しても、前項の確認を完了できない場合には、認定を取り消すことができる。

（雑則）

第13条 この細則に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。